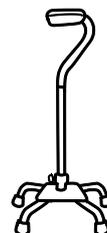


# 「福祉用具の貸与って何が借りられる？」

介護保険ではさまざまな福祉用具がレンタルすることができます。時々、買うための補助は出ないのか…？というお問合せをいただくこともあります。介護保険においてはレンタル品と購入品で分けられており、レンタル品を購入しても介護保険等の適用にはなりません。



では、どんな品目がレンタル対象となるのでしょうか？

## ①特殊寝台および特殊寝台付属品

⇒一般的に介護ベッドとよばれるものです。

付属品にはマットレス、柵、オーバートーブル等が含まれます。

ちなみに付属品だけのレンタルはできません。

## ②体位変換器・床ずれ防止用具

⇒床ずれ予防のためのマットレスや体位変換のためのクッション等をいいます。エアマットとよばれるものも含まれます。

## ③車イス・車イス付属品

⇒車イスです。付属品には専用のクッションや背あてが含まれます。

車イスには電動カート・電動車イスも含まれます。

## ④スロープ

⇒階段や段差の解消に使用します。長さは1m弱から3m弱のものがあります。

## ⑤歩行器

⇒歩行の補助のための用具です。屋内、屋外ともに使用できるものが主流です。

## ⑥杖

⇒通常の1本杖は対象になりません。4点杖、松葉杖が対象です。

## ⑦徘徊感知機器

⇒タイプは色々あります。センサーが反応してチャイム等鳴らして知らせます。

## ⑧手すり

⇒工事が不要な置くタイプ、突っ張り式、リハビリで使用する平行棒などが対象です。

## ⑨移動用リフト

⇒座椅子の座面が昇降する物、ベッドから車イス等へ移乗する物などが対象です。

## ⑩自動排泄処理装置

⇒排尿を感知すると自動的に尿を吸引してくれる装置です。

以上、さまざまな福祉用具があり、身体的な状況や住環境、介護者の状況等を考慮して最も適した福祉用具を使うことが大切です。福祉用具は上手に活用すれば、できないことができるようになったり、介護者の負担を軽くできたりと良い効果が得られます。しかし、頼りすぎると寝たきりを促進する恐れもあります。

上手な活用方法については、ケアマネジャーや福祉用具専門員にご相談ください。